

学校給食事業場安全衛生委員会要綱

(設置)

第1条 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第19条第1項及び西宮市教育委員会職員安全衛生規程(昭和61年西宮市教育長訓令第1号)第12条の規定に基づき学校給食事業場安全衛生委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(調査審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議し、教育長に意見を具申する。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全及び衛生に係わるものに関すること。
- (3) 安全及び衛生に関する規定の作成に関すること。
- (4) 安全衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- (5) 新たに採用する機械、器具その他の設備又は原材料に係る危険及び健康障害の防止に関すること。
- (6) 健康診断の結果及びその結果に対する対策の樹立に関すること。
- (7) 作業環境測定結果及びその結果に対する対策の樹立に関すること。
- (8) 前7号に掲げるもののほか、職員の危険及び健康障害の防止に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号の者9名をもって組織する。

- (1) 総括安全衛生管理者
- (2) 安全管理者及び衛生管理者のうちから教育長が選任した者
- (3) 前各号のほか、安全又は衛生に関し経験を有する者のうちから教育長が選任した者

2 委員会の委員長は、第1項第1号に掲げる者をもって充てる。

3 第1項第1号の委員以外の委員の半数は、西宮市職員労働組合及び西宮市嘱託調理員組合が推薦した者とする。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を召集する。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、原則として毎月1回以上開催する。

(参考人の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に参考人として関係職員等の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、調査審議した事項について、教育長に報告しなければならない。

(会議の公開)

第8条 委員会は、その内容が西宮市情報公開条例(昭和61年西宮市条例第22号)第6条各号のいずれかに該当すると認められる場合を除き、公開する。

2 非公開の決定は委員長が委員会に諮って決定する。ただし、会議の内容が前項に該当することが明らかであると認められる場合は、委員長は委員会開催前に決定することができる。

3 委員会を公開した場合、その傍聴に関しては、西宮市教育委員会傍聴規則(平成13年西宮市教育委員会規則第12号)の規定を準用する。

(会議録の調製)

第9条 委員長は、事務局職員に会議録を調製させるものとする。

2 会議録には、委員長及び委員長が指名した委員2名が署名する。

3 前項の署名すべき委員は、委員長が委員会の始めに委員会に諮って指名する。

4 会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 委員会の日時及び場所

(2) 委員の出欠状況及び出席した関係職員の職氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) 会議の傍聴及び会議録の公開に関する事項

(5) その他委員長が必要と認めた事項

(事務局)

第10条 委員会の事務局を学校給食課におき、委員会の庶務を行う。

(施行細則)

第11条 この委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

付 則

この要綱は、昭和61年5月28日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。